

# スペシャル・ウェルカニキャンペーン 制度概要

## 1 キャンペーン期間

対象県	キャンペーン期間
徳島県、香川県、高知県	令和4年5月 9日（月）から令和4年6月30日（木）まで
山口県	令和4年5月11日（水）から令和4年6月30日（木）まで
愛媛県	令和4年5月12日（木）から令和4年6月30日（木）まで
岡山県	令和4年5月19日（木）から令和4年6月30日（木）まで
兵庫県、広島県	令和4年6月 1日（水）から令和4年6月30日（木）まで

※宿泊の場合、6月30日宿泊（7月1日チェックアウト）分まで

## 2 キャンペーン制度概要等

### ①ホテル・旅館等の宿泊

- 割引率：1/2、上限：5,000円/人/泊
- 対象期間：上記「1 キャンペーン期間」記載の通り
- 対象県民：徳島県民、香川県民、高知県民、山口県民、愛媛県民、岡山県民、兵庫県民、広島県民
- 対象経費：鳥取県内宿泊料金
- 対象外経費：予め宿泊プランに含まれない料金（飲食代、お土産代、アクティビティ料金等）、キャンセル料、金券類（プリペイドカード、旅行券、店舗が独自に発行する商品券等換金性が高いもの）が含まれる商品、収入印紙・切手代
- 特記事項：**ワクチン・検査パッケージの活用 ※ワクチン接種証明証等の場合3回目の接種日を確認（3回目の接種日から割引等を受けられます）※住所のわかる身分証等による本人確認が必須**

### ②旅行会社による鳥取県内宿泊旅行

※鳥取県外の宿泊を伴う宿泊旅行は対象外

- 割引率：1/2、上限：5,000円/人/泊
- 対象期間：上記「1 キャンペーン期間」記載の通り
- 対象県民：取扱い旅行会社の所在地により異なる
  - ・徳島県内旅行会社：徳島県民及び鳥取県民
  - ・香川県内旅行会社：香川県民及び鳥取県民
  - ・高知県内旅行会社：高知県民及び鳥取県民
  - ・山口県内旅行会社：山口県民及び鳥取県民
  - ・愛媛県内旅行会社：愛媛県民及び鳥取県民
  - ・岡山県内旅行会社：岡山県民及び鳥取県民
  - ・兵庫県内旅行会社：兵庫県民及び鳥取県民
  - ・広島県内旅行会社：広島県民及び鳥取県民
- 対象経費：鳥取県内宿泊旅行代金
- 対象外経費：予め旅行代金に含まれない料金（飲食代、お土産代、アクティビティ料金等）、金券類（プリペイドカード、旅行券、店舗が独自に発行する商品券等換金性が高いもの）が含まれる商品、収入印紙・切手代、キャンセル料
- 特記事項：**ワクチン・検査パッケージの活用 ※ワクチン接種証明証等の場合3回目の接種日を確認（3回目の接種日から割引等を受けられます）※鳥取県民のみ2回目接種から14日以上経過で可**  
**※住所のわかる身分証等による本人確認が必須**  
**※利用する宿泊施設は、本キャンペーンに参加登録している鳥取県内の宿泊施設に限る。**

③旅行会社による鳥取県内日帰り旅行で次のアからウのすべてを含むもの

- ア 鳥取県内飲食店(新型コロナ安心対策認証店)での食事
- イ 鳥取県内の有料観光施設1か所以上の立ち寄り又は有料体験アクティビティ1回以上
- ウ 交通費(鉄道又は貸切バス)

- 割引率：1/2、上限：5,000円/人/回
- 対象期間：上記「1 キャンペーン期間」記載の通り
- 対象県民：上記「②旅行会社による鳥取県内宿泊旅行の対象県民に同じ」
- 対象経費：鳥取県内日帰り旅行代金
- 対象外経費：予め旅行代金に含まれない料金(飲食代、お土産代、アクティビティ料金等)、金券類(プリペイドカード、旅行券、店舗が独自に発行する商品券等換金性が高いもの)が含まれる商品、収入印紙・切手代、キャンセル料
- 特記事項：**ワクチン・検査パッケージの活用 ※ワクチン接種証明証等の場合3回目の接種日を確認(3回目の接種日から割引等を受けられます) ※鳥取県民のみ2回目接種から14日以上経過で可 ※住所のわかる身分証等による本人確認が必須**

④鳥取県プレミアムクーポン

※鳥取県内宿泊者及び県内宿泊・日帰り旅行者に対し、県内の飲食店、土産物店、交通機関及び宿泊施設の売店等で利用できる鳥取県プレミアムクーポン

- 鳥取県プレミアムクーポンの配布  
県内の飲食店や土産物店、交通機関、宿泊施設の売店で使用可能な鳥取県プレミアムクーポンを旅行者に配布する。
- 配布場所  
利用宿泊施設より配布する。※ただし、旅行会社による日帰り旅行の場合のみ、旅行会社より配布する。
- 配布するクーポンの枚数(金額)
  - ・配布するクーポンの枚数は、旅行代金に応じて1人1泊あたり最大2枚(1千円券×2枚)とし、詳細は次の表のとおりとする。

旅行代金(消費税を含む) ※本キャンペーンによる割引前の額(その他の割引制度やクーポンによる割引を差し引いた後の金額)	配布するクーポンの枚数(金額)
5,000円未満	配布しない
5,000円～9,999円	1枚(1,000円)
10,000円以上	2枚(2,000円)

- クーポンの配布対象者  
スペシャル・ウェルカニキャンペーンの参加登録宿泊施設の宿泊者及び、旅行会社が催行する鳥取県内宿泊・日帰り旅行に参加するキャンペーン対象者。
- クーポンの配布期間  
上記「1 キャンペーン期間」に準ずる
- クーポンの利用可能期間  
旅行の日から令和4年7月1日(金)まで
- クーポンの利用可能施設  
鳥取県内の飲食店や土産物屋(宿泊施設の売店を含む)、交通機関  
※利用可能施設はキャンペーンホームページに一覧を掲出(随時更新)

### 《本キャンペーンに参加する旅行会社の皆様へ》

- ・鳥取県内の日帰り旅行に参加する旅行者に配布をお願いします。
- ・宿泊旅行については、宿泊施設で宿泊者にクーポンを配布していただくよう、お願いいたします。  
なお、旅行会社取扱いのため、配布の基準となるお客様お支払い料金が不明の場合がありますので、旅行会社の皆様は、宿泊施設に配布枚数を連絡していただくようお願いいたします。
- ・日帰り旅行については、旅行日当日に旅行会社から旅行者にクーポンを配布してください。

### 〈クーポンの発送について〉

日帰り旅行の実施が決まりましたら、クーポンをお送りしますので事務局までご連絡ください。  
配布予定日の1週間前までに必要枚数をお知らせください。

## 3 参加旅行会社の皆様への依頼事項

### ① 宿泊・日帰り旅行代金割引について

次の事項に留意して割引をお願いします。

(割引率・上限額等：旅行代金の2分の1、上限額5千円／1人／1回あたり)

- ア 運転免許証、健康保険証等で、参加者がキャンペーン対象県の県民であること、ワクチンの3回目接種済（鳥取県民は2回目接種から14日以上経過で可）又は陰性であること確認し、代表者の方にアンケートを記入していただいた上で割引を行ってください。
- イ 募集型企画旅行商品については、旅行の募集前に旅行の行程表、募集チラシ等、旅行の内容及び旅行代金が確認できる書類をキャンペーン事務局まで提出し、確認を受けた上で募集してください。
- ウ 受注型企画旅行については、旅行契約の成立前に企画書、行程表等、旅行の内容及び旅行代金が確認できる書類をキャンペーン事務局まで提出し、確認を受けた上で契約してください。

⇒【イ、ウの確認書類の提出について】

県内に複数支店を有する旅行会社の場合は、代表店舗からまとめて行程表等のご提出をお願いします。

### ② クーポンの配布業務について

- ア クーポンは必要枚数をご連絡いただきましたら順次発送しますので、キャンペーン開始日以降に鳥取県内の日帰り旅行に参加する旅行者（旅行代金が5千円以上）へ配布をお願いします。
- イ 本キャンペーンに参加する旅行会社において、事務局から送付したクーポンに、会社名等が入ったゴム印等を所定の欄に押印してください。
- ウ 配布の際、クーポンに当該旅行の「旅行日」及び「利用期限」を記入してください。
- エ クーポンが不足する場合は、キャンペーン事務局までご連絡ください。
- オ 日々の配布枚数を別紙「鳥取県プレミアムクーポン配布記録簿」に記入し、キャンペーン終了後に残ったクーポンとともに、キャンペーン事務局に提出してください。

※エクセル版（自動計算機能付き）の様式をホームページに掲載していますので、ご活用ください。

<https://www.tottori-guide.jp/welove-welkani-campaign/business.html>